

# 預貯金口座付番手続について

株式会社イオン銀行

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（以下、「口座管理法」）に基づく預貯金口座付番手続の際は、以下の点について、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 預貯金口座付番をご案内させていただくお取引について

口座開設を行うお客さまに対して、預貯金口座付番のご案内をさせていただきます。

## 2. 預貯金口座付番の趣旨について（ご確認事項）

口座管理法に基づく付番の趣旨についてご理解いただき、以下の点について承諾していただく必要があります。

- ① 災害時又は相続時において、お客さまの個人番号の利用によりお客さま又はその相続人が預貯金口座に関する情報の提供を受けることが可能となること。
- ② お客さまの個人番号は、所得税法、生活保護法、預金保険法その他の法令の規定に基づく手続においてお客さまの預貯金口座を特定するために利用され得るものであること。
- ③ 当社が管理するお客さまを名義人とするすべての預貯金口座について、当行が個人番号を利用して管理すること。

## 3. 他の金融機関への預貯金口座付番について

当社への預貯金口座付番のほか、当社経由で他の金融機関への預貯金口座付番を行うことが可能です。

## 4. 預貯金口座付番の対象となる預貯金口座について

当社及び他の金融機関への預貯金口座付番を行う場合は付番希望された他の金融機関のお客さま名義の全ての預貯金口座が付番対象となります。また、原則として付番完了後に預貯金口座付番を取り消すことはできません。

## 5. 最新の個人情報の提供について

預貯金口座付番のお申込時、お客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号等をご確認させていただきます。**必ず最新かつ正確な氏名・住所・生年月日を提供いただきますようお願いいたします。**当社に届け出されている情報が最新でない場合は、届出情報の変更手続等を行っていただく必要があります。また、他の金融機関への預貯金口座付番を行う場合、お申込時にいただく氏名・住所・生年月日が当該他の金融機関に届け出されているものと異なっていると正しく付番が行われない場合があります。

## 6. 個人情報の利用目的について

預貯金口座付番のお申込により提出された個人情報の利用目的については、当社ホームページの個人情報の取扱について (<https://www.aeonbank.co.jp/privacy/rule/>) をご参照ください。

## 7. 預貯金口座付番の結果通知について

当社への預貯金口座付番については、当社窓口でのお客さまへのご説明（郵送受付の場合は郵送）により結果通知いたします。

他の金融機関への付番については、預金保険機構より郵送にて結果通知がなされます。口座有無の確認等のため、結果通知まで2～3週間ほどお時間をいただく場合があります。

## 8. 本人情報最新化について

金融機関は、付番いただいたお客さまの氏名・住所・生年月日・個人番号を正確かつ最新の内容に保つため、預金保険機構経由で地方公共団体情報システム機構へ照会を行う場合があります。

## 9. 災害時預貯金口座照会について

当社では災害時預貯金口座照会（災害時における預貯金口座に関する情報の提供の依頼）の受付業務を預金保険機構から受託しておりません。

## 10. 当社にマイナンバーを届出済の場合

2016年1月1日以降に投資信託、外貨預金、マル優などのお取引、2018年1月1日以降に新規口座開設で当社にマイナンバーを届出済の場合は、あらためてお届けいただく必要はございません。  
また、届出済のマイナンバーを利用して口座管理法に基づく付番を行います。

### 必要書類・確認事項等

確認事項	必要書類
口座管理法に基づく付番への同意（上記項番2への承諾）	預貯金口座付番申込書兼個人情報の利用目的及び第三者提供に関する同意書
本人確認情報（氏名、住所等）	本人確認書類 <sup>※1</sup>
マイナンバー <sup>※2</sup>	マイナンバーが確認できる書類 <sup>※3</sup>

※1：顔写真付きの本人確認書類（1点で確認可能）または、顔写真のない本人確認書類（2点の原本で確認可能）をご提示いただく必要があります。詳細については当社ホームページのマイナンバー制度について（[https://www.aeonbank.co.jp/financial\\_laws/mynumber/](https://www.aeonbank.co.jp/financial_laws/mynumber/)）をご参照いただくか、申込時にイオン銀行店舗またはコールセンターへお問い合わせください。

※2：マイナンバーカードを持参していない等、マイナンバーの提供が困難な場合は不要です。ただし、マイナンバーの提供がなく本人確認情報が最新でない場合等において、お客様の指定する金融機関に別の方のマイナンバーが付番されること又は、お客様のマイナンバーが別の方の預貯金口座に付番されることが極めて稀ながら発生する場合があります。お客様が被った損害について、預金保険機構や金融機関の故意又は重過失によるものである場合を除き、預金保険機構又は金融機関は責任を負わないものとします。

※3：申込時点で有効かつ最新の記載のある「マイナンバーカード」、「通知カード」、「住民票の写しまたは住民票の記載事項証明書（マイナンバーの記載のあるもの）」のいずれかの提示が必要となります。

JY310[2025/05]01